

令和 3 年 4 月 30 日現在

機関番号：16201
 研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）
 研究期間：2017～2020
 課題番号：16KK0058
 研究課題名（和文）能力主義・高齢化時代の非違行為・成績不良・病気等による解雇の体系的研究：日独比較（国際共同研究強化）
 研究課題名（英文）Systematic research on dismissal because of incorrect conduct, low-performance and disease: comparison of Japanese law and German law(Fostering Joint International Research)
 研究代表者
 細谷 越史 (Etsushi, Hosotani)
 香川大学・法学部・教授
 研究者番号：60368389
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,600,000円
 渡航期間： 12ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究では、非違行為、勤務成績不良、病気等を理由とする解雇の規制（特に労働契約法16条）のあり方を、上記3つの解雇事由の相互関連性や規制相互の体系性を考慮しながら、具体的な原理・原則に基づき、明確な判断基準を導出する方向で再構築する理論を解明することができ、研究内容を研究会発表や論文等に公表することができた。このように日本の解雇法理を再検討するために、先行して具体的で明確な解雇法理を論じてきたドイツの学説・判例を研究した。ドイツでの長期滞在中に、研究者達との議論や研究会参加等を通じて、ドイツ解雇法の理解を深め、その研究内容をドイツ語での研究会発表やドイツ語論文等において公表することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本比較法研究による労働者側の理由に関わる解雇法理の再構築は、労働法学会においてなお不十分であった非違行為や勤務成績不良等に関する解雇法理の解明に一定の貢献を果たし、また、社会的にも司法判断や行政解釈・指導等への影響を通じて、広く雇用社会における紛争解決に一定の法的明確性や予測可能性をもたらすと思われる。また、ドイツでの共同研究で培った学術上の人的・組織的なコネクションは、帰国後、コロナ禍の下においても、国際的な雑誌への論文等の投稿や国際的な学会・研究会での報告や参加等の形で継続しており、今後そのような学術交流はさらに発展し、かかる活動の継続は学界や社会のグローバルな発展に資するであろう。

研究成果の概要（英文）：This research has considered the rules and regulations about dismissal (especially § 16 the law of the contract of employment) because of incorrect conduct, low-performance and disease. I have attempted to find out the clear criterions of judgement from concrete principles taking account of connection of the three grounds of dismissal each other and the system of regulations. I have finally published the results of the above-mentioned researches in Japanese. In order to consider the Japanese law of dismissal, this research have analyzed exact the German theories and judgements of courts on the law of dismissal. While I was in Germany for 12 Months, I could understand the German law in detail by discussions and participations in conferences and therefore publish the results of the researches in German too.

研究分野：労働法

キーワード：解雇 非違行為 勤務成績不良 病気

1. 研究開始当初の背景

本研究は、近年、日本における成果主義・能力主義的雇用管理の強化や労働者の高齢化の進行などを背景として、非違行為、勤務成績不良、病気・障害等を理由とする解雇が増加する中で、それに対する法規制（特に労働契約法 16 条の解雇権濫用法理）が事案の諸事情の総合考慮に依拠して解雇の効力を審査するものであり、それゆえに規範論理性が低いままであり、その審査基準は十分な法的明確性や法的判断の予測可能性を欠くという問題意識から出発することとなった。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、研究代表者がこれまで従事してきたドイツにおける非違行為、勤務成績不良を理由とする解雇の審査基準の基礎理論的な研究をベースとして、そこに近年において一層精緻に構築されてきたドイツ解雇法の具体的な判断基準の研究を積み重ね、くわえて研究対象となる範囲を新たに病気・障害による解雇の領域に拡張させたうえで、さらに本研究の独自の手法として、上述の日独の三類型の理由の解雇の審査基準を、解雇事由や規制相互の関連性に着目して、体系的に研究・解明することを目的として遂行されることとなった。

3. 研究の方法

(1) まず、平成 29 年度及び同 30 年度においては、ドイツと日本の解雇法理に関わる必要な書籍や雑誌等を入手し、かかる法律情報に分析・検討を加えることとした。また、海外共同研究者との間で本研究計画について綿密な打ち合わせや意見交換等を行い、本研究の円滑な進展のためのアドバイス等を仰ぐこととした。さらに、日本とドイツの非違行為、勤務成績不良、病気等のケースをめぐる解雇法理に関して遂行した基礎的な研究を、日本語およびドイツ語の論文として公表するとともに、研究会報告等を実施することができた。

(2) つぎに、令和元年度に実施したドイツでの長期の海外渡航についてであるが、およそ前半の約 6 か月間は、非違行為および勤務成績不良の両ケースを理由とする解雇の法理を主たる研究対象とし、ドイツ法の書籍や論文等の分析・検討を行い、海外共同研究者との共同研究ゼミ等において法律情報の提供や助言を依頼し、また本研究テーマに関わる議論を積み重ねることができた。これに引き続き、令和元年度の後半の約 6 か月間においては、病気・障害を理由とする解雇の法理に重点を置いて本研究に従事した。このテーマについても、文献等の丁寧な分析・検討を行うとともに、共同研究ゼミ等を継続し、その際に、海外共同研究者からドイツの病気等による解雇法理を分析する際の視点や解雇法上の重要論点を検討する視角などにつき助言を得ることにより、本研究を効率的に進めるよう努めた。

このようにして得られた日本とドイツにおける非違行為や勤務成績不良等を理由とする解雇の比較法研究の成果をハンブルクおよびゲッティンゲンにおいて招待講演および研究会発表という形で公表し、ドイツの研究者や実務家らとの議論を通じて、この問題に関する理解を深める

ことができた。また、海外共同研究者が日独シンポジウム（東京）で報告する内容を当日の参加者向けの配布レジュメとして翻訳し、その後、翻訳書が出版される際に、当該ドイツ語論文を日本語に翻訳して公表する機会を得ることができた。

（３） 令和２年度においては、これまでの海外共同研究者らとの継続的な協働を通じて得られた日独のローパフォーマンスをめぐる解雇法理に関する研究内容を、海外共同研究者らによる助言・指導等の下で執筆・修正した内容をドイツの法律専門誌等に公表することとなった。また、ドイツ法との比較から示唆を得て、日本の非違行為や勤務成績不良等に関する解雇法に関する研究を集大成した論文を完成することができた。

４．研究成果

（１） 平成 29 年度においては、病気・障害を理由とする解雇法理の研究について、「病気等を理由とする解雇規制のあり方について 精神疾患のケースを中心として」と題して報告・発表することができた（第 7 回四国民民事務研究会・平成 29 年 5 月 24 日（香川大学））。また、解雇などの不利益取扱いに関連する論文として、「労働法上の権利行使と不利益取扱いの禁止」日本労働法学会編『講座労働法の再生(第 4 巻)人格・平等・家族責任』（日本評論社）297 頁～316 頁を公表することができた。

（２） 平成 30 年度においては、非違行為などを理由とする解雇の法理の研究について、「ドイツにおける行為・態度に関する解雇法理の展開と日本法への示唆」と題する論文をまとめることができた（大阪市立大学法学雑誌 64 巻 1・2 合併号 108 頁～150 頁）。また、病気等を理由とする解雇法理の比較法研究として、“Die krankheitsbedingte Kuendigung und das Kuendigungsschutzrecht in Japan-insbesondere bei psychischer Erkrankung”, Zeitschrift fuer japanisches Recht Nr. 48、181～203 頁を公表することができた。さらに、研究会発表として、「労働者の勤務成績不良・能力不足をめぐる解雇法理の検討 - 近年の裁判例を素材として - 」労働法理論研究会 12 月例会報告（2018 年 12 月 8 日、大阪）を実施することができた。

（３） 令和元年度においては、ドイツでの長期の研究滞在中に、“Neue Entwicklung des Kuendigungsrechts fuer die Minderleistung in Japan”と題して、労働法に関する招待講演（ハンブルク・ブツェリウスロースクール、2020 年 2 月 5 日）を実施した後、“Entwicklung und Aufgaben des Kuendigungsrechts bei Minderleistung in Japan”と題して、外国及び国際労働法に関するゲッティンゲン大学労働法研究所において研究発表を行う機会を得ることができた（2020 年 3 月 6 日）。このほか、リュューディガー・クラウゼ「第 4 章 デジタル化する労働の世界における労働時間法 現実と法の通用性の間で」橋本陽子編『EU・ドイツの労働者概念

と労働時間法』(信山社)115~145頁という形で、海外共同研究者により執筆されたドイツ語論文を日本語に翻訳して発表する機会を得ることができた。

(4) 令和2年度においては、まず「労働者の勤務成績不良・能力不足をめぐる解雇法理の再検討 近年の裁判例の展開をふまえて」香川法学40巻3・4号31頁~81頁を公表することができた。これに加えて、“Neue Entwicklungen des Kuendigungsrechts im Bereich der "Low-Performance" in Japan”、Recht der internationalen Wirtschaft 2021年、7号、Deutscher Fachverlag GmbH、Fachmedien Recht und Wirtschaft(原稿提出と校正済みで2021年7月頃に発行予定)を発表することとなった。この他、労働者の非違行為等のケースにおいて、経営リスクの分配原則や生存権保障等に基づく明確な損害賠償責任制限の基準を解明するよう試み、その成果を「損害を被った第三者に賠償した労働者から使用者に対する逆求償権が認められた事例」『新・判例解説 Watch Vol. 27』、日本評論社、257頁~260頁、2020年として公表した。さらに、「[第12章] 雑則 労働基準法第105条の2から第113条まで」西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法〔第2版〕』所収、日本評論社、309頁~315頁、2020年を公表するに至った。さらに、(翻訳)クリストファー・クラウス「労働世界のデジタル化 - ローパフォーマー問題の終焉か? データ保護基本指令および連邦データ保護法の新規制に鑑みた、技術的なプログラムによる低下した労務給付の確定、データ保護法上の諸問題、証明利用の諸課題」(Der Betrieb 2018年、701頁~705頁)香川法学41巻1・2号(2021年9月発行予定)を公表し、“#MeToo-Sexuelle Belaestigung am Arbeitsplatz in Japan”と題して、独日労働法協会共同オンライン会議(ハンブルク・ブツェリウスロースクールおよびハンブルク大学の共催)(2021年6月開催予定)において研究発表することが確定している。

(5) 上述した研究の主な成果としては、とくに非違行為、勤務成績不良、病気等のケースに関する解雇法理の本格的な検討が遅れていた日本の労働法学界において、新たに比較法にもとづき解雇法の規範論理性を高め、法的安定性や予測可能性を向上させうる知見をもたらす貢献をなしうるというインパクトを与えらる。それにくわえて、本研究は、ドイツ語による研究発表や論文公表等を通じて、ドイツの労働法学界においても、比較法としての日本の解雇法の議論動向を紹介する役割を担いうると思われる。さらに、本研究を進める過程でドイツの研究者や実務家との国際共同研究を通じて得られた学術的な交流関係は、将来においても法治国家たる日本とドイツを中心とする労働法の比較法研究を一層促進することに貢献することが期待される。現下の厳しいコロナ禍においても、日独労働法をめぐるオンラインなどを通じた共同研究会や共同学会などがすでに計画され、実行され始めているが、本研究代表者もそのような国際的な学術交流の動きにいささかでも貢献できるよう努力する所存である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 2件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 細谷越史	4. 巻 7
2. 論文標題 Neue Entwicklungen des Kuendigungsrechts im Bereich der "Low-Performance in Japan	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Recht der internationalen Wirtschaft	6. 最初と最後の頁 原稿提出と校正済み
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 細谷越史	4. 巻 41巻1・2号
2. 論文標題 （翻訳）クリストファー・クラウス「労働世界のデジタル化 - ローパフォーマー問題の終焉か？ データ保護基本指令および連邦データ保護法の新規制に鑑みた、技術的なプログラムによる低下した労務給付の確定、データ保護法上の諸問題、証明利用の諸課題」(DB2018, S. 701ff.)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 2021年9月発行予定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 細谷越史	4. 巻 40巻3・4号
2. 論文標題 労働者の勤務成績不良・能力不足をめぐる解雇法理の再検討ー近年の裁判例の展開をふまえてー	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 31～81頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 細谷越史	4. 巻 27
2. 論文標題 損害を被った第三者に賠償した労働者から使用者に対する逆求償権が認められた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 257～260頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 細谷越史	4. 巻 48
2. 論文標題 Die krankheitsbedingte Kuendigung und das Kuendigungsschutzrecht in Japan-Insbesondere bei psychischer Erkrankung	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift fuer Japanisches Recht	6. 最初と最後の頁 181 ~ 203頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 細谷越史	4. 巻 64巻1・2号
2. 論文標題 ドイツにおける行為・態度に関する解雇法理の展開と日本法への示唆	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大阪市立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 108頁 ~ 150頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 細谷越史
2. 発表標題 #MeToo-Sexuelle Belaestigung am Arbeitsplatz in Japan
3. 学会等名 独日労働法協会共同オンライン会議 (ハンブルク・ブツェリウスロースクールおよびハンブルク大学の共催) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 細谷越史
2. 発表標題 Neue Entwicklung des Kuendigungsrechts fuer die Minderleistung in Japan
3. 学会等名 労働法に関する招待講演 (ハンブルク・ブツェリウスロースクール、2020年2月5日) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 細谷越史
2. 発表標題 Entwicklung und Aufgaben des Kuendigungsrechts bei Minderleistung in Japan
3. 学会等名 外国及び国際労働法に関するゲッティンゲン大学労働法研究所研究会（2020年3月6日）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 細谷越史
2. 発表標題 労働者の勤務成績不良・能力不足をめぐる解雇法理の検討 - - 近年の裁判例を素材として - -
3. 学会等名 労働法理論研究会 1 2 月例会報告（2018年12月8日、大阪）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 細谷越史
2. 発表標題 「病気等を理由とする解雇規制のあり方について 精神疾患のケースを中心として」
3. 学会等名 第7回四国民事実務研究会・平成29年5月24日（香川大学 四国グローバルリーガルセンター）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 細谷越史（翻訳） リューディガー・クラウゼ「第 章 デジタル化する労働の世界における労働時間法 現実と法の通用性の間で」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 171頁
3. 書名 橋本陽子編『EU・ドイツの労働者概念と労働時間法』所収115～145頁	

1. 著者名 細谷越史「[第12章] 雑則 労働基準法第105条の2から第113条まで」	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 614頁
3. 書名 西谷敏・野田進・和田肇編『新基本法コンメンタール 労働基準法・労働契約法〔第2版〕』所収309～315頁	

1. 著者名 細谷越史「第13章 労働法上の権利行使と不利益取扱いの禁止」	4. 発行年 2017年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 321頁
3. 書名 日本労働法学会編『講座労働法の再生(第4巻)人格・平等・家族責任』所収297頁～316頁	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者	クラウゼ リュディガー (Krause Ruediger)	ゲッティンゲン大学・法学部・教授	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

ドイツ	ゲッティンゲン大学			
-----	-----------	--	--	--